

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月6日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

広島県公安委員会規則第16号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（安全運転管理者等の届出） 第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第8号による届出書を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。 2 前項の選任の届出書には、当該選任した安全運転管理者等に係る次の書類を添付しなければならない。 （1）<u>戸籍抄本、住民票の写し又は運転免許証の表側及び裏側の写し</u> （2）<u>施行規則第9条の9第1項第2号の教習を修了した者にあつては別記様式第10号による教習修了証書（次条において「教習修了証書」という。）の写し、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の認定を受けた者にあつては別記様式第11号による資格認定書（第10条の4において「資格認定書」という。）の写し</u> （3）略 3・4 略	（安全運転管理者等の届出） 第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第8号による届出書<u>3通</u>を所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行うものとする。 2 前項の選任の届出書には、当該選任した安全運転管理者等に係る次の書類を添付しなければならない。 （1）<u>戸籍抄本又は住民票の写し</u> （2）<u>施行規則第9条の9第1項第2号の教習を修了した者にあつては別記様式第9号による経歴証明書（以下この号において「経歴証明書」という。）及び別記様式第10号による教習修了証書（次条において「教習修了証書」という。）の写し、施行規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の認定を受けた者にあつては別記様式第11号による資格認定書（第10条の4において「資格認定書」という。）の写し、その他の者にあつては経歴証明書</u> （3）略 3・4 略

別記様式第8号（表）を次のように改める。

様式第8号 (第10条の2関係)

(表)

※整 理 番 号																					
安全運転管理者等に関する届出書（ 警察署経由）										年 月 日											
広島県公安委員会様 安全運転管理者 } 副安全運転管理者 } を選任・解任 届 出 事 項 を 変 更 }										届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 住 所 〒 ー											
										（電話 ー ー ー ー ー ー ー ー）											
① 選 任 年 月 日		年 月 日								⑧ 使 用 の 本 拠 点	（ふりがな）										
② 安全運転管理者 （副安全運転管理者） 氏 名		（ふりがな） -----									名 称		-----								
											位 置										
③ 資 格 要 件		生年月日 （年齢）		大昭平 年 月 日（ 歳）							安全運転管理者 の 氏 名		業 種 別 1 官 公 署 2 公社公団等 3 農 業 4 林 業 5 漁 業 6 鉱 業 7 建 設 業 8 製 造 業 9 卸 小 売 業 10 不 動 産 業 11 金 融 保 険 業 12 運 輸 業 13 電 気 ガ ス 業 14 通 信 業 15 サービス業 16 そ の 他								
																					安管全運転者
		副管安全運転者		1. 運転の管理 経験 1 年 以 上		2. 運転の経験 期間 3 年 以 上		3. 公安委員会の 認 定													
④ 職 務 上 の 地 位										⑨ 使 用 す る の 本 自 拠 動 地 車 に お け る 運 転 （ 管 者 理 数	⑩ 自動車台数		乗 用		貨 物		大型	小型	自動 二輪	計	
⑤ 安全運転管理者 （副安全運転管理者）が 免許をもっている場合		免許の種類																			
		免許年月日																			
		免許番号																			
		交付年月日		年 月 日																	
交付公安委員会		都、道、府、県																			
⑥ 安全運転管理者 （副安全運転管理者）の 勤 務 の 態 様		勤 務		日 勤、隔 日、その他						⑪ （前副安全運転管理者） （前安全運転管理者）	解任年月日										
		副安全運転管理者の有無		あ り（ 名） な し							氏 名										
		補助者の有無		あ り（ 名） な し							解任事由		1. 台数減少 2. 死 亡 3. 退 職 4. 転 任 5. 解任命令 6. その他								
⑦ 安全運転管理者（副安全運転管理者）の略歴										⑫ 資格要件の確認（新規・選任替えの場合のみ）											
勤 務 期 間		勤 務 所 名		職務上の地位		業務の内容		⑦欄に記載のとおり相違ないことを証明します。													
・ ・ ・ ・ ・								使用者の職・氏名													
・ ・ ・ ・ ・								備 考													
・ ・ ・ ・ ・																					

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この公安委員会規則は、令和4年1月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この公安委員会規則の施行の際現に提出されているこの公安委員会規則による改正前の広島県道路交通法施行細則（次項において「旧規則」という。）第10条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出書及び同条第2項の規定による添付書類については、なお従前の例による。
- 3 この公安委員会規則の施行後に旧規則第10条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出書及び同条第2項の規定による添付書類を提出した場合は、当分の間、この公安委員会規則による改正後の第10条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出書及び同条第2項による添付書類を提出したものとみなす。